

# 令和6年度 介護保険負担限度額認定について

申請においては

**印鑑不要**

その代わりに、本人・代理人の

**身元確認が必須となります**

※両方の身元確認ができない場合は受付ができませんのでご注意ください。

## ◆申請に必要なもの

①介護保険負担限度額認定申請書

※本人以外が窓口で申請する場合、裏面に  
ある委任状に記入すること

③**本人・配偶者の通帳の写しなど、預貯金額等が  
確認できる書類（窓口でコピーできます）**

②**本人・代理人の身元確認ができるもの**

※下記「◆身元確認方法」参照  
※郵送する場合はコピーを添付してください

④**本人の被保険者番号・マイナンバーの確認が  
できるもの（申請書に記入欄があります）**

預貯金等の種類（例）	確認のため必要なもの
預貯金 (定期預金含む)	所有している <u>全ての通帳</u> （最終記帳：申請から直近2ヶ月以内）・証書の写し ※「口座名義等の口座情報（1ページ目）」・「預金残高」が確認できる部分の写しが必要です。 ※年金が振込まれている通帳については、そのことが確認できる部分の写しも必要です。
現金（タンス預金）	なし（自己申告）
負債	借用証書など
その他	金額の確認ができるもの（土地を所有している、等は含まない）

## ◆身元確認方法

### ・被保険者本人（介護サービスを使う人）の身元確認方法（①～③のいずれか）

①下記2つの番号を申請書に記載 する（記載してあればOK）	②官公署発行の書類（顔写真あり） を1点提示（郵送時は添付）	③官公署発行の書類（顔写真なし） を2点提示（郵送時は添付）
・ <b>介護保険被保険者番号</b> (介護保険証や負担割合証などに 記載している10ヶタの番号) ・ <b>個人番号(マイナンバー(12ヶタ))</b>	・運転免許証　・障がい者手帳 ・パスポート ・個人番号（マイナンバー）カード など	・介護保険証（負担割合証など含む） ・資格確認書（被保険者証） ・年金手帳 など

### ・代理人（本人の代わりに申請をする人）の身元確認方法（①②のいずれか）

① 官公署発行の書類（顔写真あり） を1点提示（郵送時は添付）	② 官公署発行の書類（顔写真なし） を2点提示（郵送時は添付）
・運転免許証　・障がい者手帳　・介護支援専門員証 ・個人番号（マイナンバー）カード　など	・介護保険証（負担割合証など含む）・年金手帳 ・資格確認書（被保険者証）　など

## ◆提出先について

### （窓口で申請する場合）

- ・本庁 1階 14番窓口 介護保険課 給付係
- ・各支所 市民窓口課

### （郵送で手続きする場合）

- ・飯塚市役所 介護保険課 給付係あてに郵送

## ◆利用者負担段階と負担限度額とは

減額を受けるための要件を満たしている人が、下記対象施設へ入所する時やショートステイ（お泊りサービス）を利用する時に、食費と居住費の減額を受けることが出来る制度です。

【対象施設】：特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院

## ◆減額を受けるための要件

①世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が非課税であること

②預貯金等の資産の合計額（配偶者がいる場合は2人の合計）が基準を超えないこと

	対象者	資産基準（預貯金等の合計額）	
		配偶者がいない場合	配偶者がいる場合
1	・老齢福祉年金を受給者している方 ・65歳未満（第2号被保険者）の方	1,000万円以下	2,000万円以下
2	本人の年金収入等（※1）の金額が80万円以下の方	650万円以下	1,650万円以下
3	本人の年金収入等（※1）の金額が80万円を超え120万円以下の方	550万円以下	1,550万円以下
4	本人の年金収入等（※1）の金額が120万円を超える方	500万円以下	1,500万円以下

※生活保護受給中の方については、資産額は問いません。

※配偶者には内縁関係を含みます。

## ◆減額後の自己負担額（1日あたり）

※令和6年8月より、居住費にかかる基準額が1日あたり60円引き上げられます。

利用者負担段階	対象者	食費		居住費			
		※変更なし		※（）は変更前の金額			
		施設	ショートステイ	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	
第1段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金を受給している方	300円	300円	880円 (820円)	550円 (490円)	380円 (320円)	550円 (490円)
第2段階	本人の年金収入等（※1）の金額が80万円以下の方	390円	600円	880円 (820円)	550円 (490円)	480円 (420円)	550円 (490円)
第3段階 ①	本人の年金収入等（※1）の金額が80万円を超え120万円以下の方	650円	1,000円	1,370円 (1,310円)	1,370円 (1,310円)	880円 (820円)	1,370円 (1,310円)
第3段階 ②	本人の年金収入等（※1）の金額が120万円を超える方	1,360円	1,300円				
減額を受けない場合の金額		1,445円	1,445円	2,066円 (2,006円)	1,728円 (1,668円)	1,231円 (1,171円)	1,728円 (1,668円)
							437円 (377円)

（※1）課税年金・非課税年金の収入額+その他の合計所得金額（年金収入に係る所得を除いた金額）